

議案第 5 4 号

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例

さいたま市立学校設置条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																										
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 本市は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条に定める小学校、中学校、<u>高等学校及び特別支援学校</u>を設置する。</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <p>小学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>さいたま市立 つばさ小学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>さいたま市立 美園小学校</td> <td>さいたま市緑区大字大門 4 3 5 9 番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別支援学校</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> <tr> <td>さいたま市立 ひまわり特別支援学校</td> <td>さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地</td> </tr> <tr> <td>さいたま市立 さくら草特別支援学校</td> <td>さいたま市緑区大字三室 6 3 6 番地 8 0</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		さいたま市立 つばさ小学校	[略]	さいたま市立 美園小学校	さいたま市緑区大字大門 4 3 5 9 番地	[略]		特別支援学校		名称	位置	さいたま市立 ひまわり特別支援学校	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地	さいたま市立 さくら草特別支援学校	さいたま市緑区大字三室 6 3 6 番地 8 0	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 本市は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、同法第 1 条に定める小学校、中学校<u>及び高等学校</u>を設置する。</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <p>小学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>さいたま市立 つばさ小学校</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		さいたま市立 つばさ小学校	[略]	[略]	
名称	位置																										
[略]																											
さいたま市立 つばさ小学校	[略]																										
さいたま市立 美園小学校	さいたま市緑区大字大門 4 3 5 9 番地																										
[略]																											
特別支援学校																											
名称	位置																										
さいたま市立 ひまわり特別支援学校	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地																										
さいたま市立 さくら草特別支援学校	さいたま市緑区大字三室 6 3 6 番地 8 0																										
名称	位置																										
[略]																											
さいたま市立 つばさ小学校	[略]																										
[略]																											

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
(さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正)
- 2 さいたま市総合療育センターひまわり学園条例 (平成 1 3 年さいたま市条例第 1 5 9 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前															
<p>目次</p> <p>第 1 章 ~ 第 3 章 [略]</p> <p>第 4 章 補則 (<u>第 2 5 条 第 2 7 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(名称及び位置等)</p> <p>第 2 条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">心身障害児総合療育施設</td> <td rowspan="2" style="border: 2px solid black;">さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">心身障害者福祉施設みのり園</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ・ 3 [略]</p>	名称	位置	心身障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地	心身障害者福祉施設みのり園	[略]		<p>目次</p> <p>第 1 章 ~ 第 3 章 [略]</p> <p>第 4 章 <u>さいたま市立養護学校</u> (<u>第 2 5 条 ・ 第 2 6 条</u>)</p> <p>第 5 章 補則 (<u>第 2 7 条 第 2 9 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(名称及び位置等)</p> <p>第 2 条 センターを構成する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">心身障害児総合療育施設</td> <td rowspan="3" style="border: 2px solid black;">さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">心身障害者福祉施設みのり園</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">さいたま市立養護学校</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ・ 3 [略]</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 <u>さいたま市立養護学校</u></p> <p>(学校の範囲)</p> <p><u>第 2 5 条</u> <u>さいたま市立養護学校</u> (以下「養護学校」という。) は、学校教育法 (昭和 2 2 年法律第</p>	名称	位置	心身障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地	心身障害者福祉施設みのり園	さいたま市立養護学校	[略]	
名称	位置															
心身障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地															
心身障害者福祉施設みのり園																
[略]																
名称	位置															
心身障害児総合療育施設	さいたま市西区三橋 6 丁目 1 5 8 7 番地															
心身障害者福祉施設みのり園																
さいたま市立養護学校																
[略]																

26号)の規定に基づき設置する肢体不自由者を対象とする特別支援学校とする。

(部別)

第26条 養護学校に小学部、中学部及び高等部を置く。

第5章 [略]

第27条 [略]

第28条 [略]

(委任)

第29条 [略]

2 この条例に定めるもののほか、養護学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4章 [略]

第25条 [略]

第26条 [略]

(委任)

第27条 [略]